契約時における契約保証について

当初請負金額５００万円以上の工事、又は測量及び建設コンサルタント等業務においては、契約保証が必要となります。

落札者は、７日以内（期間の末日が休日にあたるときはその翌日まで）に契約担当者に保証書等の提出書類を提出してください。（７日以内に契約を締結できない場合は、その落札は無効となります。）

令和８年４月１日から下記③前払保証事業会社の契約保証及び前払金保証について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを開始しています。従来の紙による保証書でも可能ですので、どちらか都合の良い方法により手続してください。

入札公告又は指名通知 入札	・契約保証（金銭的保証）を明示 ・あらかじめ、保証の検討・選択 ①　契約保証金の納付 ②　銀行等の金融機関の保証 ③　前払保証事業会社の保証 ④　公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証 ⑤　履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結 ※１契約につき、２種類以上の保証の組合せを選択することはできない。
落札	・契約書案を渡す時に、保証の種類を確認する。 ・保証の手続 ①　町役場出納室又は町指定の金融機関等（保証金納付） ②　銀行等の金融機関（保証書発行） ③　前払保証事業会社（保証証書発行） ④　損害保険会社（保証証券発行） ⑤　損害保険会社（保険証券発行）
契約	①　契約保証金預り書 ②　保証書 ③　保証証書 ④　保証証券 ⑤　保険証券 ※落札決定後、７日以内に契約締結できなければ、原則的に落札は無効となる。
施工	変更契約時に契約保証の変更手続等が必要な場合あり
竣工	①　契約保証金還付 ②　銀行等の金融機関の保証書返還

※変更契約時の契約保証手続

変更事項	増額変更	減額変更	工期延伸	工期短縮
①　契約保証金	請負代金額が２倍以上に変更になるときは、契約保証金の金額を１０分の１以上に増額変更する。	できる	必要なし	必要なし
②　銀行等の金融機関の保証		できる	必　要	できる
③　前払保証事業会社の保証		できる	必要なし	必要なし
④　履行ボンド		できる	必　要	できる
⑤　履行保証保険		行わない	必要なし	行わない

※③の変更時の扱いは、西日本建設業保証（株）の発行のものに限る。